

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ(令和6年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、特別支援学級に就学しているお子さまなどがいるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を、特別支援教育就学奨励費として助成しています。

対象となる方

- (1) 札幌市立小・中学校の特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい等）に在籍しているお子さま
- (2) 札幌市立小・中学校の通常の学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病のあるお子さま（※1）

※1 札幌市学びの支援委員会において、特別支援学校（聾学校、盲学校、養護学校）で学ぶことが望ましい程度（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）と判断されるお子さま。

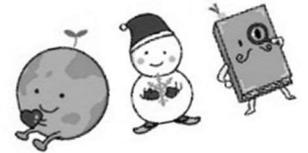
- (3) 札幌市が設置する通級指導教室（言語障がい、難聴、弱視、発達障がい等）に通級するお子さま

※ 通級指導教室に通級するお子さまについては通級交通費（本人経費分）のみ助成対象となります。

《ご注意ください》

- ・ 次のいずれかを受給している場合は助成の対象となりません。
生活保護法による教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学における措置費または療育の給付
- ・ 特別支援学校に通うお子さまについては、北海道教育委員会から助成があります。詳しくは入学する特別支援学校にお問い合わせください。

助成の内容 ※助成額等詳細は裏面をご覧ください。



下記表の「令和5年中の総所得金額」は、現時点で未定となっております。

お手数ですが、表中【参考】の所得金額を参考にさせていただきますようお願いいたします。

また、助成の内容について変更になる場合があります。

| 支弁区分 | 令和5年中の 総所得金額(※1) | 助成の内容 |
|--------|---|--|
| I、II区分 | 未定(令和6年2月末時点) 【参考】令和5年度特別支援教育就学奨励費 令和4年中の所得が下記の世帯(※2) ・2人世帯…548万円以内 ・3人世帯…716万円以内 ・4人世帯…793万円以内 ・5人世帯…904万円以内 ・6人世帯…1,067万円以内 | ・学用品費、通学用品費 ・新入学児童生徒学用品費、通学用品費 ・体育実技用具費 ・学校給食費 ・拡大教材費 ・職場実習交通費 ・校外活動費(宿泊なし) ・通学交通費 ・校外活動費(宿泊あり) ・通学交通費 ・修学旅行費 ・本人分経費) |
| III区分 | 未定(令和6年2月末時点) 【参考】令和5年度特別支援教育就学奨励費 上記の所得を上回る世帯 | 通学交通費(本人経費分) 職場実習交通費(中学生のみ) |

※1 所得税の確定申告書の「所得金額の合計」の金額又は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

なお、源泉徴収票は、収入が給与収入のみの場合に限り有効な書類といたします。また、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、総所得金額から10万円を控除いたします。

※2 表中の金額はめやすの額となります。世帯の年齢構成等に応じ個別に審査するため、所得が表中の金額以内であっても該当しない場合があります。

助成を受ける際に、領収書又はレシートの提出が必要な費目があります。

購入した際の領収書又はレシートは必ず保管しておいてください。

※ 領収書又はレシートは、令和6年8月、令和7年1月に学校に提出いただく予定です。

※ 領収書又はレシートがない場合は、助成を受けることができません。

| 助成費目 | 助成額 | | 費用負担の確認 | 対象となる経費 | |
|--|--|--------------------------------|------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| | 小学校 | 中学校 | | | |
| 学用品費・通学用品費 | 実費の1/2 (上限 5,820 円) | 実費の1/2 (上限 11,370 円) | 領収書または レシートの提出 | 別紙「学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧」をご参照ください | |
| 新入学児童生徒学用品費・通学用品費 1年生の4月認定者に限る。 ※他制度で、新入学学用品費等を受領している場合は対象外。 | 実費の1/2 (上限 25,555 円) | 実費の1/2 (上限 30,490 円) | | | |
| 拡大教材費 | ページ数×単価(限度額 42 円)×1/2 (1冊あたりの限度額 5,250 円) | | | | 副教材として使用する拡大教材の購入費 |
| 体育実技用具費 ※小1～3年生、小4～6年生、中1～3年生の間に各1回のみ、1種目分を助成 | 種目 | スキー 実費の1/2 (上限 13,255 円) | | | 実費の1/2 (上限 19,015 円) |
| | | 柔道 — | 実費の1/2 (上限 3,825 円) | ・柔道衣上下 ・帯 | |
| 校外活動費(宿泊なし) | 対象経費の1/2 (上限 800 円) | 対象経費の1/2 (上限 1,155 円) | 学校から市教委 への報告 | 交通費、見学料のみ | |
| 校外活動費(宿泊あり) | 対象経費の1/2 (上限 1,845 円) | 対象経費の1/2 (上限 3,105 円) | | 交通費、見学料、宿泊費のみ | |
| 修学旅行費 | 実費の1/2 | | | 公共交通機関利用にかかる交通費 | |
| 職場実習交通費 | — | 実費 | | | |
| 通学交通費(本人経費分) | 実費 | | | | |
| 通級交通費(本人経費分) | 実費 | | | | |
| 学校給食費 | 実費の1/2 | | | 市教委内の連携により確認 | |

助成を受けるためには

次の書類を学校へご提出ください。

※ 通級指導教室へ通級しているお子さまにつきましては、別途11月頃に通級先の学校から御案内いたします。

- 特別支援教育就学奨励費申請書(学校から用紙をお受け取りください)
- 令和5年中の所得額を証明する書類 ※世帯で収入(年金収入も含む)のある方全員分必要です。

- 「令和5年分 所得税の確定申告書(第1表・第2表)の控え」
 - 「令和6年度所得(市・道民税)証明書(社会保険料等詳細が記載されたもの)※1」
 - 「令和5年分給与所得の源泉徴収票(年末調整済みのもの)」 ※収入が給与収入の場合のみ有効です。
- ※1 「令和6年度 所得(市・道民税)証明書(社会保険料等の詳細が記載されたもの)」は、お住まいの区を所管する市税事務所で6月10日以降に発行することができます。

- 振込口座の通帳の写し

※ 児童福祉施設や指定療育機関に入所または入院し、当該施設で就学に係る措置費または療育の給付を受けていない方は、「施設(機関)長が発行する入所(入院)証明書(学校から用紙をお受け取りください)」も併せて御提出ください。

申請書提出期日:5月20日(月)

※「令和6年度所得(市・道民税)証明書」が必要な方は6月19日(水)

※ 上記期日以降も随時申請を受け付けております。この場合、原則申請日(学校へ申請書を提出した日)の属する月からの認定となり、認定月によっては助成対象とならない費目がありますのでご注意ください。また、申請書を提出した後、自己都合で証明書類の提出が1か月を超えて遅れた場合は、証明書類を提出した月からの認定となります。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。

学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧

小学校用

- この一覧は、学用品費・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費・通学用品費の助成対象品目の一例です。
- 領収書又はレシートの提出方法等については、別途お知らせします。

| 費目 | 購入時期 | 助成対象となる経費 | 助成対象とならない経費 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|--|
| (全学年対象) 学用品費・通学用品費 | 令和6年3月 から 令和7年1月 に購入したもの | ①授業や学校生活の際に使用するもので、学校が持参を求めるもの ②通学の際に使用するもの ③体育実技用具費の助成対象のうち、 体育実技用具費で申請しないもの (例) ・ランドセル、通学用靴、通学用靴 ・雨傘、カッパ、長靴 ・防寒用コート、帽子、手袋、マフラー ・上履き用靴、名札 ・体操着(体育用ジャージ上下)、紅白帽 ・スクール水着、水泳帽、プール用バスタオル、プール用ゴーグル、プールバッグ ・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ ・ノート、筆箱、コンパス、のり、はさみ ・筆記用具(鉛筆、消しゴム、定規、ペン、クレヨン、色鉛筆等) ・辞典、学校から持参を求められたドリル ・習字セット、絵具セット、彫刻刀、算数セット ・実習用作業着・エプロン ・楽器(リコーダー、鍵盤ハーモニカ) ・給食用エプロン・ランチョンマット、配膳用マスク、掃除用布きん ・歯磨き指導用歯ブラシ・コップ ・手洗い指導用タオル・ハンカチ | ①体調管理に用いるもの (医療的ケア用品 等) ②家庭学習で使用したもの (学習机、電動鉛筆削り機、参考書、家庭学習用のドリル、自由研究用の材料 等) ③校外活動で使用したもの (遠足や校外活動用のリュックサック、靴、水筒、弁当箱、修学旅行等で使う腕時計 等) ④日常生活で使用したもの (衣服(体操着や作業着など学校から持参を求められるものは助成対象となります)、下着、靴下、タイツ、メガネ、財布 等) ⑤部活動で使用したもの ⑥付属品やメンテナンス用品 (鉛筆キャップ、ブックカバー、スキー用ワックス、インソール(中敷き)、雪よけ足カバー 等) ⑦会費や掛金、 その他学用品ではないもの (PTA会費、日本スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代、学級写真代 等) ⑧ポイントで購入したものや、同居していない親族からプレゼントされたもの ⑨買い物袋購入費や手数料、送料 ⑩地域振興券で購入したもの |
| (4月認定の1年生のみ対象) 新入学児童生徒学用品費・通学用品費 | 入学前 から 令和6年4月 に購入したもの | ①スキー用具のうち、以下の6品目(各1点) ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・スキー手袋 ②柔道用具のうち、以下の2品目 ・柔道着上下 ・帯 ※上記の品目以外は助成対象となりません。 | ①左記以外のスキー用具等 ・ <u>スキーウェア</u> 、 <u>スキー用帽子</u> 、 <u>スキーゴーグル</u> 、 <u>スキー靴バッグ</u> 、 <u>スキー用ワックス</u> 、 <u>インソール</u> 、 <u>金具等の取付手数料</u> ※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費(下線を引いたもの)は、そちらでご請求ください。 ②左記のレンタル代 |
| (1~3年生、4~6年生の間に各1回のみ対象) 体育実技用具費 | 令和6年4月 から 令和7年1月 に購入したもの | ①スキー用具のうち、以下の6品目(各1点) ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・スキー手袋 ②柔道用具のうち、以下の2品目 ・柔道着上下 ・帯 ※上記の品目以外は助成対象となりません。 | ①左記以外のスキー用具等 ・ <u>スキーウェア</u> 、 <u>スキー用帽子</u> 、 <u>スキーゴーグル</u> 、 <u>スキー靴バッグ</u> 、 <u>スキー用ワックス</u> 、 <u>インソール</u> 、 <u>金具等の取付手数料</u> ※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費(下線を引いたもの)は、そちらでご請求ください。 ②左記のレンタル代 |

- ※ 年度途中で認定となった方は認定月以降に購入にしたものが対象となります。
- ※ 学校で徴収する教材費や実習等の材料費については、学校で処理するので、領収書等の提出は不要です。

- ★ 学用品や通学用品を購入される際には、**領収書又はレシートを発行してもらい、なくさないように保管しておいてください。**
- ★ 領収書には、**あて名(保護者または児童生徒の氏名)、日付、品名(複数ある時は全ての物品名)**を必ず書いてもらうようにしてください。
- ★ インターネット等で購入された品物で領収書が発行されない場合には、購入した品物及び支払いが確認できる書類が必要になります。

学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧

中学校用

- この一覧は、学用品費・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費・通学用品費の助成対象品目の一例です。
- 領収書又はレシートの提出方法等については、別途お知らせします。

| 費目 | 購入時期 | 助成対象となる経費 | 助成対象とならない経費 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| (全学年対象) 学用品費・通学用品費 | 令和6年3月 から 令和7年1月 に購入したもの | ①授業や学校生活の際に使用するもので、学校が持参を求めるもの ②通学の際に使用するもの ③体育実技用具費の助成対象のうち、体育実技用具費で申請しないもの(例) ・標準服又は学生服、通学用靴、通学用靴 ・雨傘、カッパ、長靴 ・防寒用コート、帽子、手袋、マフラー ・上履き用靴、名札 ・体操着(体育用ジャージ上下)、紅白帽 ・スクール水着、水泳帽、プール用バスタオル、プール用ゴーグル、プールバッグ ・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ ・ノート、筆箱、コンパス、のり、はさみ ・筆記用具(鉛筆、消しゴム、定規、ペン、クレヨン、色鉛筆等) ・辞典、学校から持参を求められたドリル ・習字セット、絵具セット、彫刻刀、算数セット ・実習用作業着・エプロン ・楽器(リコーダー、鍵盤ハーモニカ) ・給食用エプロン・ランチョンマット、配膳用マスク、掃除用布きん ・歯磨き指導用歯ブラシ・コップ ・手洗い指導用タオル・ハンカチ | ①体調管理に用いるもの(医療的ケア用品 等) ②家庭学習で使用したもの(学習机、電動鉛筆削り機、参考書、家庭学習用のドリル、自由研究用の材料 等) ③校外活動で使用したもの(遠足や校外活動用のリュックサック、鞆、水筒、弁当箱、修学旅行等で使う腕時計 等) ④日常生活で使用したもの(衣服(体操着や作業着など学校から持参を求められるものは助成対象となります)、下着、靴下、タイツ、メガネ、財布 等) ⑤部活動で使用したもの ⑥付属品やメンテナンス用品(鉛筆キャップ、ブックカバー、スキー用ワックス、インソール(中敷き)、雪よけ足カバー 等) ⑦会費や掛金、その他学用品ではないもの(PTA会費、日本スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代、学級写真代 等) ⑧ポイントで購入したものや、同居していない親族からプレゼントされたもの ⑨買い物袋購入費や手数料、送料 ⑩地域振興券で購入したもの |
| (4月認定の1年生のみ対象) 新入学児童生徒学用品費・通学用品費 | 入学前 から 令和6年4月 に購入したもの | ①スキー用具のうち、以下の6品目(各1点) ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・スキー手袋 ②柔道用具のうち、以下の2品目 ・柔道着上下 ・帯 ※上記の品目以外は助成対象となりません。 | ①左記以外のスキー用具等 ・ <u>スキーウェア</u> 、 <u>スキー用帽子</u> 、 <u>スキーゴーグル</u> 、 <u>スキー靴バッグ</u> 、 <u>スキー用ワックス</u> 、 <u>インソール</u> 、 <u>金具等の取付手数料</u> ※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費(下線を引いたもの)は、そちらでご請求ください。 ②左記のレンタル代 |
| 対象) (1~3年生の間に1回のみ) 体育実技用具費 | 令和6年4月 から 令和7年1月 に購入したもの | ①スキー用具のうち、以下の6品目(各1点) ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・スキー手袋 ②柔道用具のうち、以下の2品目 ・柔道着上下 ・帯 ※上記の品目以外は助成対象となりません。 | ①左記以外のスキー用具等 ・ <u>スキーウェア</u> 、 <u>スキー用帽子</u> 、 <u>スキーゴーグル</u> 、 <u>スキー靴バッグ</u> 、 <u>スキー用ワックス</u> 、 <u>インソール</u> 、 <u>金具等の取付手数料</u> ※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費(下線を引いたもの)は、そちらでご請求ください。 ②左記のレンタル代 |

- ※ 年度途中で認定となった方は認定月以降に購入にしたものが対象となります。
- ※ 学校で徴収する教材費や実習等の材料費については、学校で処理するので、領収書等の提出は不要です。

- ★ 学用品や通学用品を購入される際には、**領収書又はレシートを発行してもらい、なくさないように保管しておいてください。**
- ★ 領収書には、**あて名(保護者または児童生徒の氏名)、日付、品名(複数ある時は全ての物品名)**を必ず書いてもらうようにしてください。
- ★ インターネット等で購入された品物で領収書が発行されない場合には、購入した品物及び支払いが確認できる書類が必要になります。